



令和5年度いじめ防止研修の振り返り

いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



今年度のポイント

- 「一定の人的関係」にはSNSや学童、習い事など学校外の関係も含まれます。
- 学校の内外を問わず、児童生徒が他の児童生徒の行為によって心身の苦痛を感じているものは、法律上の「いじめ」として対処を行う必要があります。

「大ごとにしないうで」「相手には言わないで」と言われたら

- そのように言われたとしても、「このままいじめられ続けていても構わない」ということはあり得ません。学校は、解決策や再発防止策を検討する必要があります。
- 見守りや再発防止のためにも、まずは行為を受けた時間や場所、具体的な内容などの詳しい情報を聞き取ってください。
- 得られた情報を組織で共有し、いじめの解消に向けた対応を協議してください。



～次年度に向けて確実な引継ぎを！～



いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

このような事案はありませんか？

過去にクラス編成で配慮していたケース

距離を取ることで収まっているケース

トラブルが3学期に発生したケース

情報が途切れることで、再発リスクが高まるおそれがあります。

→ 3か月が経過していないため、いじめは「未解消」です。

学年や学校が変わったことで対応が立ち消えにならないよう、引継ぎ内容を再確認してください。